

ボランティア・市民活動支援総合基金

ゆめ応援ファンド 助成募集要項

2006年12月 東京ボランティア・市民活動センター

※「ゆめ応援ファンド」はボランティア・市民活動支援総合基金の愛称です。

1 趣 旨

東京都内におけるボランティア・市民活動の開発・発展を通じて市民社会の創造をめざすために、地域住民や民間団体のボランティア・市民活動に対し必要な資金の助成を行います。

2 応募資格

- (1) ボランティア・市民活動団体
- (2) ボランティア・市民活動を推進している民間非営利団体

3 助成内容

下記(1)～(6)のいずれかの事業

- (1) 学習会・研修会の開催
- (2) 調査・研究の実施
- (3) 器具・器材の開発・購入
- (4) 活動にかかわる市民への啓発の実施
- (5) ボランティア・市民活動団体による先駆的・モデル的活動
- (6) その他

4 助成の種類と金額

A：単年度助成：2007年4月1日～2008年3月31日に実施するもの

1件につき原則として100万円以内。

B：継続助成：上記助成内容(5)の場合で、3年間まで(～2010年3月31日)の継続的な事業。

1年につき100万円(＝3年の場合100万円×3年)以内。

ただし、その年ごとに報告し、継続のための審査を受けていただきます。

※ 申請する事業の総額が100万円を超える場合も、そのうち助成希望金額が100万円以内であれば対象となります。また、多くの団体に助成するために、100万円以内の申請であっても審査の結果申請金額の一部を助成する場合があります。

【参考】2006年の助成状況

申請：124件 助成決定：30件 平均助成金額：1件あたり約167,000円

最高助成金額：380,000円 助成内容=<http://www.tvac.or.jp/news/7233.html>

5 助成対象にならないもの

- (1) 本基金に申請する事業について、他の機関から助成を受けている場合
(現在他の機関に申請中の場合は、必ずその旨、付記して下さい。)
- (2) すでに終了した事業や購入した器具・器材（財源不足分の補てん）
- (3) グループ・団体の管理運営維持に関する経費（事務用パソコン購入費、家賃、駐車場料金、電話・FAX使用料、材料費、人件費、交通費など）
- (4) グループ・団体の定例化した事業・活動
- (5) 自助活動と判断されるもの（周年記念の集いや記念誌作成など）
- (6) 高額の器具・器材で、一部助成しても、購入の見込みが立たないもの
- (7) 継続的な事業で、一度助成しても次回からの見通しが立ちにくいもの
- (8) グループ・団体の主たる活動範囲が東京都外のもの

6 審査及び結果

ゆめ応援ファンド配分委員会にて厳正な審査の上、2007年3月20日（火）までに結果を直接グループ・団体あてに通知します。助成が決定した場合には4月6日（金）15時から本センターにて贈呈式を行ない、助成金を交付する予定です。

7 応募方法

所定の「ゆめ応援ファンド助成申請書」に必要事項を記入の上、郵送又は直接持参の方法で東京ボランティア・市民活動センターまで申請して下さい。

- (1) 応募は1グループ・団体につき1件のみ有効です。
- (2) 申請書記入要領をご覧になり、必要な添付書類は申請書と合わせて提出して下さい。
- (3) 単年度助成と継続助成の申請は、申請用紙が異なりますのでご注意ください。
- (4) 添付書類を含む申請書類は原則として審査後返却いたしません。

8 応募受付期間

2006年12月15日（金）～2007年1月31日（水）18時 ※郵送の場合当日消印有効

9 応募・問合せ先

東京ボランティア・市民活動センター【基金助成係】 〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1（セントラルプラザ10F） TEL.03-3235-1171 FAX.03-3235-0050 ※月曜・祝祭日休
--

ボランティア・市民活動支援総合基金

ゆめ応援ファンド 助成申請上の留意点

申請する助成の内容により助成申請書用紙が異なりますのでご注意ください。
また、申請は1グループ・団体につき1件のみ有効です。

A：単年度助成

対象は、**2007年4月1日～2008年3月31日に実施する事業に関するもの**です。
助成額は、1件につき原則として100万円以内です。

B：継続助成

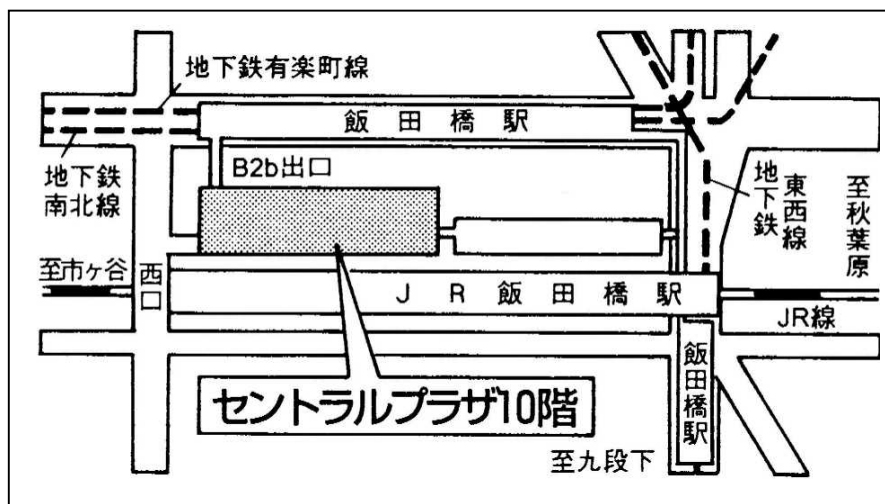
対象は、ボランティア・市民活動団体による先駆的・モデル的活動（おもて面の助成内容(5)）の場合で、**3年間まで（～2010年3月31日）の継続的な事業**です。
助成額は、1年につき100万円（＝3年の場合100万円×3年）以内です。
ただし、**その年ごとに報告し、継続のための審査を受けていただきます。**

東京ボランティア・市民活動センター

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1

(セントラルプラザ10F)

TEL. 03-3235-1171 FAX. 03-3235-0050 ※月曜・祝祭日休



J R 総武線飯田橋駅 西口改札右手すぐ
地下鉄 有楽町線・南北線・東西線・大江戸線飯田橋駅
B2b出口上りすぐ

※ただしホームより出口まで時間を要する路線があります。